

総合評価方式の見直し試行について

平成26年2月28日

伊勢建設事務所

総合評価方式による入札制度における評価方法について、下記のとおり見直し試行いたしますのでご承知ください。

なお、あくまでも伊勢管内における標準試行案であり、評価項目等詳細については、各工事で若干異なることもありますので、各案件の公告をご確認ください。

1. 試行実施日 平成26年3月7日以降公告に係る工事

2. 対象工事 土木一式工事

3. 見直し試行案による主な変更点

(1) 評価項目と評価の方法

小規模業務委託、雪氷対策業務委託の実績については、これまでの各々の業務実績の評価から、どちらかの業務実績の評価に変更します。

社会貢献度の評価を従来の各項目に評価加点する方式から、該当項目の数により評価加点する方法に変更します。

企業の工事实績を評価します。

技術提案の提案項目数を5項目から3項目に変更し、技術提案を求める項目を明記します。

なお、評価基準については、当面の間は従来どおり1項目あたり5段階(満点12点/項目)とします。

ヒアリングの加算点を従来の40点(満点)から20点(満点)に変更します。

技術提案の提案項目を3項目に変更することから、総合評価の加算点の満点を200点から175点に変更します。

4. その他注意事項等

- ・ 試行案は、原則、伊勢建設事務所が、簡易総合評価方式により発注する工事を対象にした標準案であり、案件ごとに、評価項目、配点等が異なる場合がありますので、詳細については、各工事の公告において確認してください。